

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第15回）議事録

日時 平成23年2月7日（月）15:00～16:06

場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

出席者 （委員）榎谷委員長、金子委員、島本委員、傍士委員、山根委員
（規制所管省庁）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉障害福祉課 伊藤課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課 坂本係長

総務省自治行政局公務員部公務員課 宮崎課長補佐

財務省主税局税制第二課 宮葉課長補佐

（事務局）宗永事務局長代理、高田次長、高橋参事官、山田参事官、
横山参事官、大野参事官補佐

1. 開会

（榎谷委員長）それでは、第15回「評価・調査委員会」を始めさせていただきたいと思います。議事次第に沿って進めさせていただきますが、各部会での検討状況について、それぞれ部会長から御説明をお願いしたいと思います。

2. 部会報告

（1）地域活性化部会

（榎谷委員長）まず、地域活性化部会の検討状況につきまして、私から報告させていただきたいと思います。部会は、合計3回開催いたしました。特例措置409、707（708）、709の3件につきまして全国展開に関する評価を行いました。

部会における議論の結果といたしまして、特例措置409、地方公務員に係る臨時的任用事業につきましては、本特例措置に関連する任期付任用法の周知・普及を図った上で、平成24年度以降において改めて評価を行うことという結論に至りました。

特例措置707（708）、特定農業者による特定酒類の製造事業の一部（果実酒に関する事項）及び特例措置709、特産酒類の製造事業については地域の活性化としての意義が大きいことから、特区として、当分の間、存続するという結論に至りました。

特例措置に関わる評価意見（案）の詳細につきましては、事務局から御報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

（大野参事官補佐）事務局でございます。それでは、資料2の頭紙をめくっていただいて、ページ番号1以降の資料を使いまして、簡単に御説明を差し上げたいと思います。

部会長より既に御報告がありましたとおり、特例措置409につきましては平成24年度以降に評価を行うという方向性で部会の意見がとりまとまっております。

その趣旨といたしましては、本特例措置に関連する任期付任用法の周知・普及を総務省で積極的に図っていただいた上で、その運用状況等を踏まえまして、平成24年度以降、改めて評価を行うという趣旨でございます。

この案件につきまして、部会におきまして幾つか御意見を賜りまして、それが反映された形で「⑦今後の対応方針」を取りまとめております。

具体的な御指摘事項につきましては、最後の段落でございますけれども、任期付任用法の周知・普及に当たっては地方公共団体にとってもメリットがあること、かつ、それが地方公共団体の御意思で使っていただけるということを踏まえた文言にすべきだと御指摘いただいたことを踏まえまして「地方公共団体の意向を十分踏まえつつ、任期付任用法のメリット」という文言を加えさせていただきます。

更に、この任期付任用法や本特例措置につきましては、地域の雇用の受け皿としても活用できるのではないかと、また、働きに見合った処遇に対して配慮すべきではないかという御意見もいただいたところでございますので、評価を行うに当たっては「地域内の雇用における効果等」という言葉を盛り込ませていただいているところでございます。

特例措置 409 については、このような評価意見（案）とさせていただいているところでございます。

続いて、特例措置 707（708）について部会意見（案）の御説明を申し上げます。特例措置 707（708）につきましては、いわゆる「どぶろく特区」の果実酒版でございます。こちらの方向性については、特区において、当分の間、存続という形で部会意見（案）をとりまとめてございます。

その趣旨といたしましては、本特例措置を使うことによって国と地方の連携が図られ、更に、地域活性化の意義が非常に大きいということで、特区において、当分の間、存続するとさせていただいているところでございます。

それを踏まえまして、財務省におかれましては、個々の事情に応じて適切に対応できるよう、各税務署等に周知徹底をするという形で今後の対応方針を示させていただいております。

また、部会におきましては地方公共団体や税務署等の取組みだけではなく、事業者の方もしっかりと自ら手続きができるようになるべきということも示唆をしてほしいという御意見があったことから「円滑な手続きを促進するという観点から」という文言を盛り込ませていただくとともに、地方公共団体と税務署等が積極的に支援を行うという観点から「説明会を行うなど」と少し具体化させていただいているところでございます。

以上が特例措置 707（708）の意見（案）でございます。

続きまして、特例措置 709 の意見（案）について簡単に御説明を申し上げます。基本的には先ほどの特例措置 707（708）と同じような特例でございますので、特区において、当分の間、存続とさせていただきます。意見（案）の内容についてもほぼ変わりございません。

一点、特例措置 709 独自の部分として、特例措置 709 に関連して、原材料を農産物に加えて海産物を使わせてほしいという御提案があったことを踏まえまして、最後の段落に「なお、原料の多様化に係る拡充提案については、その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行うこととする」という言葉を加えております。

以上でございます。

（樫谷委員長）ありがとうございました。それでは、地域活性化部会の評価意見（案）について御意見、御質問がございましたら、どなたからでも御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一応、前回の部会で各委員からいただきました御意見については、基本的には盛り込んでいただいているということですね。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの部会報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、異議がないようでございますので委員会として了承したいと思います。

(2) 医療・福祉・労働部会

次に、医療・福祉・労働部会での検討状況につきまして御説明をお願いしたいと思いますが、本日は佐藤部会長がやむを得ない事情で御欠席でございますので、事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。

(高橋参事官) ありがとうございます。引き続きまして資料3でございます。2件でございます。表紙にあります、(1) 特例措置 933 につきましては全国展開を、(2) 特例措置 934 につきましては、一部、全国展開をすることが適当であるという部会の御意見を御説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきます。1件目、特例措置 933 でございます。「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物の設置について」でございます。本件につきましては昨年度も評価をいただきまして、その際の御意見として、全国展開に当たって安全確保方策の確保について必要な検討を行った上で、今年度、平成 22 年度に再度結論を出すようにということでございました。

今年度の調査におきましては、本委員会としても調査をいたしまして、現場において転倒骨折などの大きな怪我が皆無であった、あるいは、家族の御来所も相当数が増えているということで、この特例措置については極めて大きな意義があるという御審議をいただいております。

規制所管省庁による調査によりますと、本特例措置において特段の弊害は発生していないという調査結果となっております。他方、夜間を想定した避難マニュアルの作成、夜間の体制、あるいは地域の消防・住民との連携が重要であるという調査結果もいただいております。

以上を踏まえまして、部会として3度の御審議をいただいた結論としまして、施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成すること、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、日中及び夜間に避難訓練を実施すること、そして地域住民との避難時の協力体制を確保すること、これらを条件としまして、全国展開を平成 23 年度にできるだけ速やかに措置をすることとなりました。

なお、規制所管省庁の方で全国展開に必要な省令改正作業がございますので、社会保障審議会の該当分科会への諮問・答申というステップを踏みまして、平成 23 年度にできるだけ速やかに全国展開することが適切であるという部会の御意見を頂戴しております。

続いて1枚おめくりいただきまして、特例措置 934、障害者自立支援法に基づく様々なサービスを、障害者の方あるいは障害児の方が近隣で受けることが困難な場合に、介護保険法に基づく小規模多機能居宅介護事業所の利用を可能とする特例措置でございます。

これにつきましても、昨年度、評価・調査をいただいております。この特区につきましては4つのカテゴリーがございました。

日中の活動の支援を行います生活介護につきましては、昨年度の評価で全国展開が適切であるということで、まず生活介護につきまして、先行して全国展開を行わせていただいたところでございます。

今年度、残ります3つのカテゴリー1つ目の短期入所、いわゆるショートステイにつきましては利用者が1名1回ということで、昨年度は検証がなかなか難しいということでございましたので、今年度、引き続き評価をするという結論でございました。2つ目、児童の発達段階に応じて、運動・認知・言葉などの指導を行う児童デイサービスにつきましては、昨年度の御評価で児童の療育の観点から課題も存在するので、個別支援計画の策定を義務づけた上で、引き続き特区で検証をして、

今年度、評価を行うようにということでございました。3つ目の自立訓練につきましては、障害者の方の身体能力、あるいは生活能力の向上のための訓練を行うという類型でございますが、利用者がなかったものですから検証がなかなか難しいということで、もう一度、今年度に評価をしてみようということでございました。

以上を踏まえまして、今年度の調査結果が「⑦ 今後の対応方針」のところの下半分でございます。評価・調査委員会による調査におきましては、この特定事業の実施によりまして介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上につながっている、それから、利用者と地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないという意味で前向きな調査結果が出ているということでございます。

それから、規制所管省庁の方でも調査をしていただきまして「⑦ 今後の対応方針」の上の方でございますが、まず今年度の3つのカテゴリーのうちの1つ目の短期入所につきましては、特に大きな弊害が認められなかったということでございます。

2つ目の児童デイサービスにつきましては、昨年度の評価で個別支援計画の策定というものを条件として、特区として引き続き実施をしたところでございますが、本年度の調査期間中の実績としては1事業所・3人の児童の方々の利用があったということでございます。

現地調査を実際にやっていただいたところでございますが、弊害の有無の検証というのが、本年度の利用実績のみを基に行うことが難しいという規制所管省庁の御意見もいただいているところであります。

自立訓練につきましては、本来、求められている身体機能、または生活能力の維持向上のための訓練という観点から現場を見ておきますと、どうしても日中の預かりのような実態がまだ見受けられるということで、本来、求められております身体機能・生活能力の維持・向上ということからいきますと、もう少し内容の充実を図った方がいいのではということで、個別支援計画の策定を条件にして、もう一度、特区で実施してはどうだろうかという御意見をいただいているところであります。

以上、評価・調査委員会と規制所管省庁それぞれの調査結果を踏まえまして、部会において3度の御審議をいただきました。

結論としましては、短期入所につきましては、基準該当短期入所として速やかに全国展開を図ること。

児童デイサービスにつきましては、引き続き検証を行いまして、その結果を踏まえて、再度、平成23年度に評価を行ってはどうか。

最後の自立訓練につきましては、先ほど申し上げたような現場の実態を踏まえまして、規制所管省庁において一定の研修を受けたものによる個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行った上で、再度、評価をしてはどうだろうかということで意見（案）をつくっていただいております。

最初の短期入所につきましては、速やかに全国展開措置を行うという意見（案）でございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいま御説明をいただいたことにつきまして、何か御意見・御質問がございましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

島本委員、どうぞ。

(島本委員) とともに全国展開ということで成果が得られたということだと思いますが、2点、教え

ていただければと思います。

特例措置 933 の方は、全国展開の代わりに避難マニュアルを作成する必要があるということだと思いますが、施設と消防署が相談をした上で作成するという事なので現場に委ねるような形だと思いますが、過度な負担になるようなものなのか、どういう性格のものなのかということをお教えください。

特例措置 934 については、4つの事例のうち児童デイサービスと短期入所は、一応、両方とも事例はあったけれども短期入所の方はOKで、児童デイサービスの方はこの文面を見るとサンプルが少ないということと、先ほどのコメントだと少し趣旨が違っていたということのようなので、児童デイサービスでももう少し確認しなければいけないことのポイントを教えていただければと思います。(高橋参事官)ありがとうございます。では、事務局から先に特例措置 934 の方から御説明します。

短期入所につきましては、今年度、5つの事業所で実際に事業が行われておまして、細かく申し上げますと、兵庫県の伊丹市と北海道の釧路市。千葉県のいすみ市は昨年度も実地の調査にお願いいただいております。それから、富山県の立山町、鹿児島県の垂水市といったところで、件数で申しますと7名の方々でございますが、短期入所の事例が出ております。

中身を見ましても特段の問題は見られないということでございますので、昨年度の生活介護同様、職員研修の開催案内を行う前提で全国展開という結論にさせていただいております。

御指摘がありました児童デイサービスにつきましては、同じく富山県の高岡市というところで行っていただいております。

個別支援計画の策定に当たりまして、もう少し丁寧な研修が行われた方がいいなということ、それから、児童、あるいは御家族の方に対して個別支援計画の内容を説明していただければいいなということが現場の運用の問題としてはありましたので、そのような点をより充実させながら、もう少し利用実績を積んでいただければという判断でございます。

特例措置 933 につきましては、規制所管省庁がおいでになっていますので御説明をいただこうと思いますが、事務局といたしましても、例えば緩やかなスロープを使って安全面で問題がないようにするとか、規制所管省庁の方でも実際の現場の運用とか、あるいはアンケート等を通じていろいろな知見を蓄積していただいておりますので、勿論、過度な運用、あるいは制度のつくり込みにはならないようにしていただければと思っておりますけれども、具体的には厚生労働省から補足をしていただきます。

(樫谷委員長) よろしくお願ひします。

(坂本係長) 避難マニュアルは具体的にどういったものかということですが、今の段階でこういったものでつくるといような案が、完成した形でかたまっているものではございませんが、当然こういった規制緩和によって安全が著しく損なわれるようなものでは困るということですので、そういった意味では現場において安全確保のために必要となるようなマニュアルということで現在は考えております。ですので、一定程度の作業が必要になることもあるかと思っておりますけれども、それは過度な負担にはならないような形にはなるかと思ひます。

(樫谷委員長) よろしいですか。

(島本委員) 是非そういう方向でよろしくお願ひします。

(樫谷委員長) 今、具体的に実施されているところではどのようなマニュアルになっているんですか。

(坂本係長) 例えばという形ではございますが、これは必ずしも避難マニュアルという形ではなく、

現在の省令の基準上でも避難訓練ですとか、あるいは災害時の対応のための対策をとるようなことはうたわれておりますので、そういったものに類似していくのかなど。基本的には現場で必要なものが、例えば福祉部局なども連携しながらつくられていくのかなと思います。

(樫谷委員長) 避難マニュアルというイメージとして非常に詳細なものがイメージされますので、それぞれの現場で対応すると、島本委員からも御懸念がありましたように、どうしても立派なものを文書でつくらなければいけないという話になると思います。その際、これは現場で作成するもので、厚労省が直接そこにタッチする訳ではないのですが、恐らく厚労省の方に問い合わせ等があると思うんです。また、都道府県が内容を確認すると言っても、見識のあるところもあるかもわかりませんが、それほどでないところもあると思いますので、最終的にはやはり厚労省に問い合わせ等があるだろうと思いますので、現状おやりになっていて、特に弊害が認められないということになっていると思いますので、そんなものを1つのベンチマークにしてやっていただくのが一番いいのかなと思いますので、是非、御配慮のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、児童デイサービスで1事業所、個別支援計画の策定ということと、1か所3人のみというのがあるんですが、どの程度の、短期入所については5つの事業所で7名の方ということなんですが、今1つで3人ではちょっと実績にならないねというお話があったと思うんですけれども、どの程度の実績があればいいという御判断になるんでしょうか。

これは事務局に聞いたらよろしいんですか。

(高橋参事官) 厚労省さんにお答えいただこうと思いますが、事務局としても、必ずしも実例が1つであるが故に、まだ全国展開の評価ができないということではない。一般論からいけばそう思っておりますので、質の問題とか補足してお答えいただけますか。

(伊藤課長補佐) 回答いたします。今、事務局の方から言っていた通りでございますが、当課といたしましては、昨年度の評価におきましては、3事業所で6名ほどの場合で一応ニーズはあるというふうに判断をしているんですけれども、今おっしゃっていただいたように、1業者だからだめというような形で明確に定めているわけではございません。サービスの内容でありますとか、本特例措置は全国で13地区ほど特区としてございますが、これが全国的にどう広がりを持っているのかなどで判断をさせていただいております。今回の児童デイサービスにつきましては、平成22年度から個別支援計画を策定するという新たに条件をつけたということもございまして、さすがに1事業所だけではという判断で今回は見送らせていただいたということでございます。

(樫谷委員長) そういうことで、必ずしも量の問題ではないと。質の問題だということですね。わかりました。

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

傍士委員、どうぞ。

(傍士委員) 特例措置934の方ですけれども、全国展開というのは非常にいいことだと思うのですが、「⑥評価の判断の理由等」のところ、これは割とほかもそうなんですけれども、短期入所について弊害は認められないというのが評価の判断の理由になっているんですが、本来意義が大きいとか、効果があるとか、そちらの方があって弊害がないという判断になるのではないのでしょうか。地域活性化部会の方はむしろそういう形がとられたと思うんです。今回のものは「⑦今後の対応方針」のちょうど右のところを見ると、介護事業者が云々と書いていますけれども、この「④特区における規制の特例措置の内容」を見ると障害者の方にとって利用が困難だから規制を緩和するという、本来はどちらかという障害者の方が主体の話なので、障害者の方にとってこれがどういう意味を

持っているかみたいなものがあった方がいいような気がします。

(樫谷委員長) それは、事務局ではいかがですか。

(高橋参事官) ありがとうございます。全国展開に当たりますと、基本的には特区として措置をして、それを全国に展開するときに特段の弊害が見込まれるかどうか、存在しているかどうかというところがメルクマールになるので、こういう書き方をさせていただいておりますが、この特例措置を全国展開することの意義を書き込んではいけないということでは勿論ありませんので、もし委員会として御必要であれば、委員長と御相談の上で、積極的な意義づけを書き込むということも、制度として特にだめだということではございません。あとは御判断だと思います。

(樫谷委員長) 傍士委員、どうですか。障害者や障害時の方の、メリットを少し書き込んだ方がよいでしょうか。

(傍士委員) 「⑥評価の判断の理由等」の方はこういうものがこういう書き方だというのはいいんですけども、「⑦今後の対応方針」の方については、もう少し調査で得られた利用者側の効果についても記載した方がいいような気がします。

(樫谷委員長) 障害者の方や障害児の方、あるいはその父兄、父母の方に対して、何かアンケートをとっているんですか。

(高橋参事官) とっておりますし、障害者の方や御家族の方から例えば表情が明るくなったとか、サービスを困ったときに利用できるのありがたいという御意見はいただいています。

(樫谷委員長) そういう御意見を少し書き込んでいただくということによろしいでしょうか。

(高橋参事官) 細かい文言は、後で御相談をさせていただくということによろしく願います。

(樫谷委員長) どうぞ。

(山根委員) 先ほどの避難マニュアルの件ですが、恐らく避難マニュアルというのは消防計画の話だと思いますので、普通、確認を行なうのは都道府県ではなくて市町村ではないかと思うんです。私も消防計画をつくるときに、市役所の方々と話をして決めていました。施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成するというのはすごく良いことだとは思いますが、都道府県が入る理由というのはどういう理由なんですか。

(樫谷委員長) それはどうですか、厚労省の方からですか。

(坂本係長) まず、都道府県が入っている理由ということなんですけれども、これは特別養護老人ホームの認可をする直接の担当が、基本的には都道府県、一部市町村のものもあるかもしれませんが、基本的には都道府県という形ですので、そういった観点から都道府県が確認するという形になっております。

(山根委員) 消防関係の方はよく点検に来てくださり、丁寧に教えてくださるので、消防署と相談した上で避難マニュアルを作成すれば問題なくスムーズに行くのではないかと私も思うんですけれども、それも含めて都道府県が内容を確認して安全をダブルで確認するという意味ですか。

(坂本係長) そういったことです。

(樫谷委員長) 山根委員、よろしいですか。

ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、ただいまの御意見、今1つ傍士委員からの御意見について、若干の修正、追加をいたしますが、具体的な文言については私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

3. 評価意見の取りまとめ

(樫谷委員長) 以上の部会からの報告を踏まえまして、平成 22 年度評価・調査委員会意見案について審議をしたいと思います。

事務局は意見案を配付していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「意見案」配付)

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。それでは、本意見案につきまして、私より簡単に御説明したいと思います。

各部会長からの御報告をいただきましたが、それを踏まえてとりまとめました評価・調査委員会としての意見案について御説明したいと思います。

意見案の構成でございますけれども、意見案の全体構成といたしましては、まず本文におきまして、当委員会の役割、それから、今年度の検討の概略について、簡単に触れております。

続きまして、評価結果の概要を記載しております。

この本文に続きまして、それぞれの専門部会においてまとめました案件ごとに個別の意見表を添付してございます。以上が意見案の全体構成でございます。

それでは、項目ごとに説明をしたいと思います。まず、めくっていただきまして 1 ページの「はじめに」でございますけれども、ここではまず当委員会の役割及び今年度の検討の概略を簡潔に御説明させていただいております。

2. の平成 22 年度の評価についてというところで、まず(1)といたしまして、今年度の評価の進め方について、簡潔に記載しております。

続きまして(2)でございますが、評価の概要を記載しております。具体的には、今年度の評価の対象となっております 5 件の特例措置につきまして、全国展開をするもの、特区において当分の間存続するもの、再度適切な時期に評価を行うものに分けまして、それぞれにつきまして、例や理由を挙げて説明しております。

最後 2 ページの 3 の「おわりに」でございますけれども、構造改革特区制度に寄せられております期待を踏まえまして、規制所管省庁や地方公共団体に一層の取組みをお願いするとともに、関係者へのお礼を述べて結びといたしました。

以下、添付されました案件ごとの個別の意見表につきましては、各部会長から御報告いただいたとおりでございますので、省略したいと思います。以上でございます。

何か御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

島本委員、どうぞ。

(島本委員) 余り本質的なことではないのですが、後ろの方の資料の並びと、案件ごとの並びが地方公務員から始まっているのに対して、この概要のところだと養護老人ホームから始まっていますが、順番が逆になっているのは何か意図があるのでしょうか。

(樫谷委員長) これは全国展開との関係ですか。

(大野参事官補佐) 概要の冒頭に、5 特例のうち 2 特例については全国展開、2 特例については特区の間、当分の間存続、1 特例については再度適切な時期となっておりますので、その順番に応じて全国展開の方が前に出てくるように、よい結果が出たものを前の方にとりようなどで並ばせていただいております。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。ございませんか。

それでは、意見案の個票の部分については、医福労部会意見（案）の中で傍士委員のご意見を踏まえた修正、障害者等の方々の御意見を書き込むということで、私の方で事務局と相談をして修正させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい。」と声あり）

（樫谷委員長）それでは、本日の案につきまして、平成 22 年度評価・調査委員会として、構造改革特区推進本部長に提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）ありがとうございました。

4. 規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置について

次に、規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置について、事務局から御説明があります。よろしくお願ひしたいと思います。

（山田参事官）それでは、資料の 4 をご覧ください。規制所管省庁自ら全国展開を予定するものでございます。特例措置 825、学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設立する場合における教員配置の弾力化事業でございます。

この特例措置につきましては、「①規制の特例措置 825 の概要」にございますように、まず特例措置 817 ということで、非営利法人による学校設置事業というものがございます。ここにございます要件を満たす NPO 法人は、学校教育法第 1 条に規定する学校を設置できるということでございまして、その要件といたしまして、そこにございまして、不登校児童等を対象に特別のニーズに応えるための教育を行うこと、小学校設置基準及び中学校設置基準に適合する施設・設備、またはこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること等でございます。

この特区によりまして、NPO 法人が小中学校を設置した場合ですが、資料の中ほどに学級編制及び教員配置に関する原則というところがございすけれども、小学校設置基準の第 5 条・6 条、中学校設置基準の第 5 条・6 条におきまして、小中学校では「特別の事情」があるときに数学年の児童生徒を 1 学級に編制し、1 人の教諭等が当該学級の担任となることが可能とされているという規定がございます。

この特例措置 825 は、NPO 法人が先ほど申しました特例措置 817 を活用して小中学校を設置する場合におきまして、学級編制、教員配置に関して弾力的な扱いを可能とするために、この特別の事情に該当するものとして 1 人の教諭等が数学年の児童生徒からなる学級の担任となることができるものとするというものでございます。こういう特例措置につきましては、特例措置 817 の認定を受けた特区でなくても活用できるということでございますので、全国展開するというところでございます。

以上でございます。

（樫谷委員長）ありがとうございました。何か御意見、御質問ございますでしょうか。

金子先生、どうぞ。

（金子委員）これはこれで結構だと思いますけれども、特例措置 817 の特区について、昔はいろいろと議論がありましたが、現在は実施例というのは何件あるのでしょうか。

（山田参事官）実施例はございません。

（金子委員）特例措置 817 はないということですね。では、これは実際特例措置 817 で NPO、これは公設民営で昔はやっていましたけれども、あるところでこれが出てきたということではないと

ということですね。これからもしそういうことがあればできるということをあらかじめ措置しておこうということですね。

(山田参事官) そういうことでございます。

(金子委員) わかりました。

(樫谷委員長) よろしいですか、ほかに。

確認ですが、特例措置 817 の特区は学校教育法 1 条に規定する学校（大学及び高専を除く）と書いてあるんですが、この小学校設置基準及び中学校設置基準、これは小中学校ではとっているんで、高校はそうはなっていないということによろしいんですね。

(山田参事官) はい。

(樫谷委員長) あくまでも全国展開するのは小中学校の部分であると。高校はこういう特別の事情があるときという記載がないので、やるとしたら特区でやらなければいけないということによろしいですか。

(山田参事官) いいえ、高校の場合はそもそもこの中ほどに書いてある特例がないということです。

(樫谷委員長) ないのですね。

(山田参事官) はい。

(樫谷委員長) 中ほどに書いてあるというのは、学級編制のことですね。

(山田参事官) 要は、複数の学年を 1 人の先生が教えることができるようにするという特例が、高校の場合はないということです。

(樫谷委員長) ないんですね。だからできないので、特例措置 817 は高校も入っているんですね。

(山田参事官) NPO が高校を設置することは、特区ですけれども、高校につきましては、そもそも複数の学年の生徒を 1 人の先生が教える特例がないということです。

(樫谷委員長) この真ん中の原則がないので、やるとしたら特区でやるということですか。

(山田参事官) いえ、それはできません。

(樫谷委員長) それもできない。特区でもできないということですね。

(山田参事官) はい。

(樫谷委員長) わかりました。そういうことによろしいでしょうか。

(傍士委員) 質問です。実績がないということだったんですけども、この条件の中の下から 2 つ目の、役員に社会的信望があることとは、どういうふうに審査をされるということでしょうか。

(山田参事官) これは、これまで特区としてやったものがございませぬし、特にこれ以上、具体の解釈について書いたものはございませぬ。そこは、実際にそういうケースが出ている場合に市町村の方で考えられて、私どもも特区として認定する際に判断するのでございまして、特段、これ以上のものはございませぬ。

(傍士委員) これを入れた理由というのは何でしょうか。

(山田参事官) これは常識的に考えて、やはり役員を、社会的信望のない方が務めるというのは、やはりいかなるものかということと考えます。

(傍士委員) いや、あるかないかという判断はどのような審査をされるのでしょうか。

(宗永事務局長代理) これは、どちらかというとネガティブな、暴力団排除とか、そういったものだと理解していただければと思います。

(樫谷委員長) そういうことで、それほど障害にはならないだろうということですね。こう書かれてしまうと、確かに、私は信望がないからやめようという話になってしまう。

金子先生、どうぞ。

(金子委員) 一言だけ、特例措置 817 は昔からあって、全国で大変期待されていたんですが、こういう言い方はいけないかもしれないけれども、非常に中途半端な制度設計になっているために使う人がいなかったし、私の知っている限りでは、1 回も認定申請がない。実際に九州で申請する事例がありました。NPO 立だと私学助成金が取れないということで、NPO 立にも何かしらの助成金があつてしかるべきだという議論がございましたが、それがまかりならないということで、取り下げたということでした。どういう事情があつたかは知りませんが、文部科学省でそのように指導していたところができなくなったという事情もあつたわけです。それ以降、全然これは使われていないということで、NPO が学校をつくる道は、基本的には閉ざされたままだということがございます。

これに関してはいろいろと議論がございましたが、多様な学校をつくることに関しては、公私協力学校を NPO がつくり、学校法人として認められたケースは何件か出てきているので、特例措置 817 は、事実上、私の言い方をすれば死んだというか、使う道がなくなったような案件ですので、今、ここに出てきたのは少し意外だと思いました。特にこれについて異議や文句があるわけではなく、こういうことは構わないと思いますけれども、そういう経緯があつたということでございますので、ですから、一度も役員の社会的責任を問われたことはないのが実情だと思います。

(島本委員) 高校では塾がありましたね。高崎かなにか。

(金子委員) 株式会社はたくさんありますけれども、NPO はないということです。

(島本委員) 高校でああいうのが出るのは、採算が合うからなんですかね。

(金子委員) NPO 立ではなく、企業立は中学校でも 1 例あります。

(傍士委員) 岡山の朝日はもともと塾をやつて、その優秀な子どもを手放したくなくて、それで、上へ上へと順番につくっていった。

(金子委員) 株式会社はなかなか採算が合わないところがあるので、学校法人の規制緩和というのをずっと言っていたんですけど、それは難しくなつた事情があつたと思うんです。

(榎谷委員長) では、NPO 法人については、できるけれども、実際上なかなか学校法人等に使うと、イコールフットィングではないということですね。

(金子委員) イコールフットィングかどうかは少し議論があると思いますけれども、そういうメリットがない。

(榎谷委員長) 使える器としては、今、あるということですね。そうなつたということですね。わかりました。ありがとうございました。

5. 新たに適用された特例措置等の評価時期の決定について

(榎谷委員長) それでは、次に、新たに適応されました特例措置等の評価時期の設定につきまして事務局より御説明いただきたいと思ひます。

(大野参事官補佐) 事務局でございます。資料 5 に基づきまして、この度、初めて特区計画の認定があつた規制の特例措置について評価時期の設定をしたいということで御説明差し上げます。

以下、この表にございます 6 件につきまして初めて特区計画の認定があつたところでございます。このうち 2 件につきまして、平成 23 年度中に評価したい。残りの 4 件について平成 24 年度中に評価したいという時期の設定をしたいと考えております。

次ページ以降、それぞれの特例措置につきまして簡単に御説明差し上げたいと思ひます。特例措

置 935、伝統的建造物を利用した旅館営業事業でございますけれども、こちらの方は平成 21 年度の調査審議において特例措置としてやるべきと結論づけられたものです。その後、豊岡市の方から特区計画の申請がございまして、初めて認定されたところでございます。

この特例措置は、伝統的建造物の特性を維持したまま旅館ができるように、玄関、帳場等の規制を一部緩和しまして、代替的な機能を有する場合にはこういった別の棟で、玄関、帳場を代用しても構わないという特例措置になってございます。

調査スケジュールにつきましては、次の 2 ページ目でございますけれども、旅館の営業が平成 22 年度 10 月からということで、運用実績を 1 年程度見た平成 23 年度に評価を行いたいという趣旨でございます。

続きまして、特例措置 937、NPO 法人による職業紹介に関する支援事業でございます。こちらは、ハローワークの情報は基本的に公開されているところでございますけれども、事業者の方の御要望に応じまして、ハローワーク以外のところで事業所名等が見られないというものもございまして、そういったものにつきまして、ハローワークと協働するような形で活動を行っている、地域若者サポートステーションを行う NPO から、当該事業者の名前を教えてくださいという要請があった場合に、当該事業者の御了承を得た上で、その NPO 法人に事業所名等の情報を提供することができるという特例措置でございます。こちらは、提案者でありました横浜市が認定されたところでございます。

スケジュールにつきましては、この事業自体の開始が平成 23 年 1 月からということでございますので、こちらの実績を 1 年程度見た上で平成 24 年度に評価を行いたいというスケジュール感でございます。

続きまして、特例措置 938、サービス管理者の資格要件弾力化事業でございます。障害福祉サービスに关しますサービス管理責任者の配置が義務づけられておりますが、実務経験が 5 年または 10 年という形で定められているところでございます。

その一方で、急速な需要拡大が特に都市部で進んでいることもあって、埼玉県からの御提案ではございましたけれども、実務要件を 3 年以上、または 5 年以上に緩和するというような特例措置でございます。こちら、提案者でございます埼玉県から特区計画の提出がありまして認定されたところでございます。こちら、事業の開始、このサービス管理者の要件緩和が適用される申請が平成 23 年 3 月に行われるということでございますので、その実績を踏まえて平成 24 年度に評価を行うというものでございます。

続きまして、資料 5-4、重量物輸送効率化事業でございます。こちらはたびたび評価を行い、横断について少しずつ全国展開しているところですが、新しく特例措置 1221 という番号で車両の長さ及び最小回転半径について特例措置が設けられているところでございます。

従来、車両の長さは 12 メートルに制限されていたところが 18 メートルまで拡大することができると。また、最小回転半径も 12 メートルだったものが 13.9 メートルに長さが伸びたことによって、回転半径も伸ばすことができるという特例措置でございます。こちら、従来の重量物輸送効率化事業を行っていた釜石市から特区計画が提出されておりまして認定されたところでございます。

こちらのスケジュール感は次のページでございますけれども、平成 22 年 10 月からこの特例措置に基づく運行が始まっておりますので、1 年後の平成 23 年度に評価を行いたいというものでございます。

続いて、また少し似たようなものではございますけれども、特例措置 1223。長大フルトレーラ連

結車による輸送効率化事業という特例措置ができてございます。

こちらについては、フルトレーラの連結長というものが、従来 19 メートルまででございまして、19 メートルですと自動車の積載可能台数が 6 台程度だったところでございます。その一方で、東北地方を中心にしまして自動車産業の集積化が進んでいるような地域から長さを 21 メートルまで緩和してほしいという提案がございました。それを踏まえましてできた特例措置でございます。こうすることによって、従来、6 台しか積みなかったものが 8 台まで積めることになるということで輸送効率化が図られるという特例措置でございます。

こちらの運行スケジュールにつきましても、今年の 11 月から運行が開始される予定で、その 1 年後、平成 24 年度の評価を実施したいと考えているところでございます。

最後に、特例措置 1310、野ヤギを狩猟鳥獣とする特例事業でございます。従来、野ヤギは鳥獣保護法における狩猟鳥獣に定められていないということで、駆除するためには、環境大臣、または都道府県知事の許可が必要だったところがございますけれども、奄美大島では野ヤギが野性化してしまっていて島の生態系に著しく被害を発生させていることもあって、奄美大島の方からの提案がありました。その内容は、野ヤギを狩猟鳥獣と見なして、許可不要、特段届出等をしなくとも狩猟が可能となるという特例措置でございます。

こちら、奄美市を始めとしました奄美大島の 5 市町村から提案があつて認定されているところでございます。

こちらのスケジュール感でございますけれども、平成 22 年度 11 月 15 日から今年の 2 月 15 日まで狩猟期間が定められておりまして、狩猟可能でございますけれども、この特例自体が認定されたのが去年の 11 月であり、まだ地元の定着が進んでいないこともありまして、平成 23 年度の狩猟期間をしっかりと実績として見た上で平成 24 年度に評価を行いたいというスケジュール感になってございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの御説明、評価時期につきまして何か御意見や御質問はございますか。

島本委員、どうぞ。

(島本委員) 調査の時期ですが、厚労省の特例措置 938 と、その前の例えば特例措置 937 であれば、今年の 1 月から始まって、今年の年末だと少し早いため、もう一年先まで必要ということですね。そうすると、2 年近く実績を見ないといけないということですか。特例措置 938 もそうですが、今年の 3 月から実施して、今年の年末でも 1 年弱はあると思うんですけども。

(大野参事官補佐) 実際の評価委員会における評価スケジュール上、通例となっている 10 月頃に調査表をお送りして、その上で年度末にかけて評価・意見をとりまとめるというスケジュール感で行くと、例えば、特例措置 938 の方ですと、アンケート表をお送りするまでに半年程度の期間しかないため、アンケート表をお送りするときには 1 年程度の実績があつた方がいいということで平成 24 年度とさせていただきます。

(樫谷委員長) どうぞ。

(金子委員) 重大な議題ではないんですけども、特例措置 935 の伝統的建物というのは、記憶は定かではないんですけども、数年前に京都の町屋から出てきたものとはほぼ同じで、たしか調査・審議にかかったのか、かけようかという議論をして、かけなかったのかはちょっと忘れたんですけども、そのときのことはどうなったのかということ。

あと、この出石のケース、豊岡市のケースは、もう営業を始めているかどうかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

(樫谷委員長) 事務局はどうですか。

(高橋参事官) 実際の営業の方は、去年の11月に、1か月遅れましたけれども、実際に現地で営業されていると聞いております。

(山田参事官) 調査・審議はしております。

(金子委員) たしか、やっていますね。

(山田参事官) はい。一昨年。

(大野参事官補佐) この案件は、平成21年度の調査・審議で議論されまして、それで特例措置として認められた。その結果としてこれができるようになったところでございます。

(金子委員) そのときも、豊岡市が出してきていたと。

(大野参事官補佐) はい。

(金子委員) わかりました。ありがとうございます。これからは、ちょっと無駄話なんですけれども、豊岡市は非常にすばらしいところで、非常によくマネジメントされたところです。出石は小さいです。その隣の城崎温泉は全国区のところで、去年、実はカニの解禁のときに行ってきたんですけれども、いろいろ交流があるんですが、非常にすばらしい町並みですので、応援演説ということで、こういうところをしっかりと保存していただきたいなと、町並みはすごくきれいで、城崎温泉と出石と、それから豊岡市はコウノトリを復活させたという、150羽ぐらいの野生のコウノトリがいるところなんですけれども、全体として市民性もあり大変すばらしい町なので、是非、こういうことが実現するといいなと、広がるといいと思っています。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、ほかに何か事務局から連絡事項はございますか。

(高橋参事官) 御礼申し上げます。ありがとうございます。

(樫谷委員長) それでは、ほかに全体的に御意見はございますか。ございませんか。

それでは、ありがとうございます。これ以上の御意見、御質問がないようですので、本日はこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。